

営業の自粛要請等を解除する施設一覧

1 営業自体の自粛の法的要請をする施設

カテゴリー	対象
遊興施設	キャバレー（客の接待を伴わないものは除く。）
	ナイトクラブ（客の接待を伴わないものは除く。）
	ダンスホール（客の接待を伴わないものは除く。）
	スナック（客の接待を伴わないものは除く。）
	バー（客の接待を伴わないものは除く。）
	パブ（客の接待を伴わないものは除く。）
	性風俗店
	デリヘル
	ライブハウス
	文教施設
小学校	
中学校	
義務教育学校	
高等学校	
高等専門学校	
特別支援学校	

2 特に強く県外からの受入自粛を依頼する施設

対象
道の駅（地域振興施設に限る）
農林水産物直売所
自動車教習所・自動車学校
キャンプ場
海水浴場、海浜公園、釣り公園その他類する施設
釣具・えさ店
遊漁船
内水面遊漁承認証販売所
ゴルフ場
ホテル又は旅館（宿泊の用に供する部分）
従来から県外からのお客様が多い飲食店及び販売店